

## 芦屋市いじめ防止基本方針 概要

### ■策定方針

- ・いじめの防止に向けて「子どもファースト」「子どもの人権を守る」観点を基本として全市的に取り組むことを明示。
- ・芦屋市におけるいじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的・効果的に推進するための方策を明示。

### 第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめは全ての児童生徒に関係し、すべての学校で起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを児童生徒が十分に理解し、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### 第2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

#### 1 定義

「いじめ」とは、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### 2 いじめの理解

- ① どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ② いやがらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- ③ 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くのものから集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

- ④ 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。

### 3 基本的な視点

#### ① 未然防止

- ・いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえる。
- ・いじめを生まない土壌をつくるために学校、家庭、地域が一体となった継続的な取組を行う。
- ・すべての児童生徒が「いじめは決して許されない」ことを理解する。

#### ② 早期発見

- ・いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ・ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

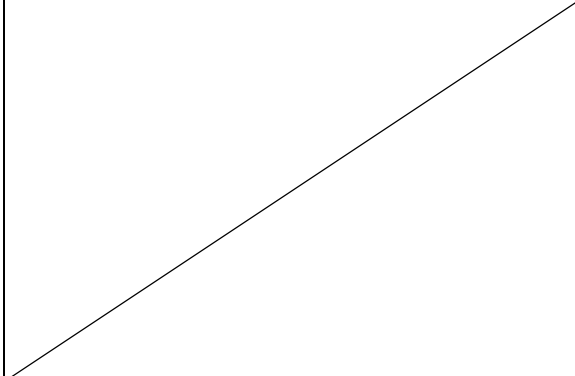
#### ③ 早期対応

- ・いじめを認知した場合は、学校に設置されるいじめ防止等の対策のための組織により、学校全体で組織的に対応する。
- ・学校は、その事実関係の確認、いじめを受けた児童生徒又は家庭への支援、いじめを行った児童生徒に対する指導又はその家庭に対する助言等を行う。
- ・学校は、教育委員会や家庭への連絡や事案に応じ、関係機関との連携を行う。

#### ④ 家庭・地域及び関係機関との連携

- ・いじめの問題については、学校のみで解決しようとせず、家庭及び地域と密接に連携し、地域ぐるみで取り組むことが重要である。
- ・いじめの問題への対応においては、学校、家庭、地域のみでの解決が困難な場合もあるため、関係機関（警察、家庭児童相談室、医療機関、学校支援チーム等）との連携、情報共有のできる体制を構築する。

### 第3 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

市におけるいじめ防止等に係る取組	学校におけるいじめ防止等に係る取組
<p>1 いじめ防止等のための組織</p> <p>(1) 芦屋市いじめ防止等対策推進本部 いじめ防止等の対策について、総合的かつ効果的な推進について審議</p> <p>(2) 芦屋市いじめ問題対策連絡協議会 関係機関及び団体との連携強化及び相互の連絡調整</p> <p>(3) 芦屋市いじめ問題対策審議会 芦屋市いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等の対策の調査審議</p>	<p>1 「学校いじめ防止基本方針」の策定と学校組織の設置</p> <p>(1) 学校いじめ防止基本方針 具体的な取組内容、実施体制、組織的対応などを定める。</p> <p>(2) いじめ対応チーム等の校内組織 専門的知識を有する者を含め複数の教員等で構成、校内相談窓口の整備、情報収集と記録、いじめへの迅速な対応、対策の検証・改善等</p>
<p>2 教職員の資質能力の向上</p> <p>(1) いじめ問題に係る資料を活用した校内研修実施</p> <p>(2) いじめ防止等の対策に関する校外研修の実施</p>	<p>2 未然防止</p> <p>(1) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成</p> <p>(2) いじめに対する正しい理解</p> <p>(3) 互いを認め合い・支え合う仲間づくり</p> <p>(4) 児童生徒や学級の状況把握</p>
<p>3 早期発見・早期対応のための措置</p> <p>(1) いじめに関する相談等を受ける機関による相談体制の充実</p> <p>(2) 関係機関と連携した組織体制の拡充。</p> <p>(3) 教職員が児童生徒と寄り添う時間の確保による、より深い児童生徒との関係構築、児童生徒理解</p>	<p>3 早期発見・早期対応</p> <p>(1) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施</p> <p>(2) 日常的な児童生徒の実態把握</p> <p>(3) 組織的な対応</p> <p>(4) いじめを受けている児童生徒等への支援</p> <p>(5) いじめを行っている児童生徒等への指導・助言 等</p>
<p>4 啓発活動</p> <p>(1) 児童生徒への啓発 「子どもと語る会」等により、児童生徒自身が「いじめ防止等」に対する意識を高めるよう努める。</p> <p>(2) 家庭・地域への啓発 パンフレット等の配布、講演会での保護者等への啓発</p>	

<p>5 学校におけるいじめの防止等の取組点検・充実</p> <p>(1) いじめの実態・学校はいじめ防止等の取組状況点検</p> <p>(2) 定期的ないじめに関する調査等</p>	
<p>6 インターネット等を通じて行われるいじめに対する対応</p> <p>(1) 保護者へのインターネット等を通じて行われるいじめを防止するための必要な啓発・研修会等の実施</p> <p>(2) 児童生徒への発達段階に応じた情報モラル教育の実施</p>	

#### 第4 重大事態への対処

##### 【重大事態】

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

##### 1 重大事態への対応

- (1) 危機管理指針（改訂版）に基づき対応を行う。

##### 2 教育委員会又は学校による調査

当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止を図るために学校と教育委員会が一体となって調査を行う。

- ① 事実関係を明確にするための調査を実施
- ② 調査を行う機関として審議会を組織するとともに、調査の公平性・中立性を確保
- ③ いじめを受けた児童生徒及びその家庭に対する情報の提供
- ④ 事態発生及び調査結果を市長に報告

##### 3 再調査及び再調査結果を踏まえた措置

###### (1) 再調査

- ① 調査結果の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、「（芦屋市いじめ問題調査委員会）」を設置し、調査の結果について再調査
- ② 委員は、弁護士、医師、学識経験者、心理又は福祉に関する専門的な知識及び経験を有する第三者で構成し、調査の公平性・中立性を確保

③ いじめを受けた児童生徒及びその家庭に対して、適時・適切な方法で、調査の状況及び結果を説明

(2) 再調査の結果を踏まえた措置

① 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

② 再調査を行った場合、市長はその結果を議会に報告し、市民に公表する。

**第5 いじめ防止等の検証及び見直し**

1 この基本方針に基づくいじめ防止等の取組の実施状況については、毎年度、推進本部に報告する。

2 この基本方針については、必要に応じて推進本部において総合的な検証を行い、その結果に基づいて、必要な見直しを行う。